

碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

注：※1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」の事。

※2 各ページの見開き部分に代表者印で割印し、かつ原本証明（原本と相違ない旨の文言、作成年月日、住所、法人名、代表者名を記入し、社印を押印）をする事。

その他：1 法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。

2 法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

その他不明な点は、碧南市役所水道課給水業務係までお問い合わせください。

（電話 0566-95-9914）